

「ドメスティック・バイオレンス」とソーシャルワーク研究

— AFFILIA : Journal of Women and Social Work における研究の視座 —

須藤 八千代

はじめに

2001年4月に成立し、同年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV法）は、日本におけるドメスティック・バイオレンス（以下DVという）問題に取り組む法的根拠を明確にした。DV法の限界と問題点はすでに指摘されているが、¹⁾ その事実を知りつつ目をそらしてきた社会と、またその体験をことばにすることに長い間逡巡してきた当事者がともに経てきた歴史の長さを考えれば、法の成立が意味するものは大きい。

特に長年、売春防止法を根拠にそれに通達を重ねることによって、この問題に対処してきた婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設とそこにかかわってきたソーシャルワーカーにとって、DV法は、ソーシャルワーク実践の根拠を示すものになる。なぜなら、戦後日本のソーシャルワーク実践は、法律にもとづく制度、政策を基軸にして行政機関を実践の第一線機関として進められているからである。

その意味でも、これまで売春防止法によって設置、運営されてきたがゆえに、特別視され社会福祉の周辺に置かれてきた女性福祉に関するソーシャルワークは、女性の人権を前文に掲げたDV法によって、社会における位置と責任において大きな転換期をむかえることになった。

I 「ドメスティック・バイオレンス」概念

日本において夫や恋人からの暴力について「ドメスティック・バイオレンス」ということばを用いて調査研究したのは、1992年に発足した「夫（恋人）からの暴力」調査研究会（略称DV研究会）である。²⁾

アメリカにおいてドメスティック・バイオレンスは、78年段階で100近い団体連合組織が一つの州で発足する

ほどに、日本に比べて早い時期から名前づけられた女性問題である。またそこは、20年に及ぶバタード・ウーマン運動がドメスティック・バイオレンスを明らかにしていく原動力になっているといわれている。

一方、このことばに関して言えば、日本ではこのような基盤となる運動の展開がない。それだけでなく日本語で「家庭内暴力」は、思春期の子どもから親への暴力という精神病理的な現象として専門用語化されており、また夫からの暴力が「夫婦間暴力」ということばに置き換えられて、加害性よりも相互性が印象づけられた。

このような日本の現実において、「夫（恋人）からの暴力」調査研究会は「欧米の女性たちが、バタード・ウーマン運動を通して問題としてきた『男性による女性への暴力』という視点や、その背景にある男性の女性支配を支える社会のあり方への批判を反映する日本語は残念ながら現在のところない。」として、「身体的暴力に限らず『親密な』関係において男性から女性にふるわれるあらゆる形態の暴力」について、ドメスティック・バイオレンスという用語を使っていった。³⁾

90年代はじめから2001年のDV法制定までの約10年の間に、日本社会の中でドメスティック・バイオレンス（DV）ということばが、上記のような定義をもった共通言語になっていく上で、メディアのはたした役割も大きい。新聞やテレビは、この問題をしばしばとりあげた。そしてこの問題は、メディアの受け手が持っている経験と呼応するものであったからこそ、早く浸透したと考えることができる。

そのことはこの間、総理府や東京都を初めとするいくつかの自治体や、研究者、市民グループによって発表されたドメスティック・バイオレンスに焦点を当てた「女性への暴力調査報告書」によって裏づけられている。⁴⁾

このような動きは、95年の「第4回世界女性会議」が12の行動要領の一つに「女性に対する暴力」を挙げ、世界各国にこの問題への取り組みを要請したということが大きな影響を与えている。日本政府は96年の「男女共同参画2000年プラン」のなかに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、翌年「女性に対する暴力部会」を設置した。

また99年には「男女共同参画社会基本法」が成立・施行され、翌年の「男女共同参画基本計画」において「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」が取り上げられた。こうして日本では、女性への暴力はDV問題に焦点を当て具体的に組み込まれた。

内外の問題意識によって、DVをテーマにしたシンポジウムや講演会、関連した本の出版も増えた。さらに、DVから逃れて女性たちが駆け込む民間シェルターの開設が、DV問題への関心の高まりとともに全国に広がった。「全国女性への暴力駆け込みシェルター・ネットワーク」と呼ばれる、草の根レベルのフェミニズム運動も展開している。

このように日本社会において、DV問題への取り組みは、草の根レベルの女性グループから国の政策まで情報の一元化が進んでいる。竹内は、1975年のメキシコシティでの「国際女性年」、80年のコペンハーゲン、85年のナイロビ、95年の北京、2000年のニューヨークと5年ごとに開かれてきた「国連女性会議」や、それに平行して開催された「NGOフォーラム」などの国際会議が、フェミニズムにもたらしたグローバル化に着目している。⁵⁾

実際、日本でもこのような会議の場を通じて、国、地方自治体による施策化、また参加した一般市民女性による地域社会でのシェルター開設というように、各層に亘ってグローバル化の波に洗われていった。北京女性会議に参加した女性、またアメリカで女性のためのシェルターを見学した女性たちはまもなく自分の住む地域で、DV問題に対応するシェルターを開設した。それが先の全国的なネットワークを形成している。⁶⁾

ではソーシャルワークはこの問題について、どのような役割を果たしたのだろうか。ここに、95年の北京での世界女性会議以降、急速にグローバル化した日本におけるDVに関する関心と社会の取り組み、そして2000年のDV法成立という展開と、日本のソーシャルワーク研究との大きな落差が浮かび上がってくる。

II DV問題とソーシャルワーク実践

筆者は「婦人母子問題研究会」（代表・土井良多江子）に参加し、1985年に横浜で民間の緊急一時保護施設の開

設を実現した。その実践については拙論『福祉事務所とフェミニスト実践—ジェンダー・パースペクティブとフェミニスト・ソーシャルワークの展開』でも紹介した。⁷⁾ このときの「緊急一時保護施設ミカエラ寮」は、その後の日本におけるシェルター運動の中で、民間シェルターの先駆的なモデルとなっている。それだけでなく「福祉行政専門職の女性とミカエラ寮支援の交流は、日本独自の試行錯誤の過程と見ることができる」と評価されている。⁸⁾

ただここで確認しておくべきことは、85年の段階において「緊急一時保護施設ミカエラ寮」は、現在いわれているDV問題のための「シェルター」ではない。その時点ではDVという概念もシェルターという英語も、筆者らは持っていなかった。そのときの問題意識は、売春防止法に基づく婦人相談所の一時保護施設が、福祉事務所に相談にくる女性と子どもの緊急事態に柔軟に、そして援助的に対応できない現実のなかで、婦人相談所の一時保護機能を批判し、ソーシャルワークの立場から有効な緊急保護機能をもつ施設を目指して、研究会活動と施設開設を目指したものである。

いうまでもなく、社会福祉の現場における女性や子どもの緊急保護の多くに、夫からの暴力が主要な問題として存在した。ただし、それだけではない。例えば未婚の、また十代の女性の妊娠、出産という事態、経済的困窮、病気、住居の喪失などさまざまな問題によって生じる緊急一時保護に対応しようとしている。ソーシャルワークの視線は「夫からの暴力」に焦点化されていない。先に書いたように、一般的に日本における「女性に対する暴力」という問題の設定は、95年の「北京女性会議」（第4回世界女性会議）を待たなければならなかった。

ただ、「シェルター」、「ドメスティック・バイオレンス」という今日的な意味を持つ用語が日本社会に浸透していなかったとはいえ、報告書『緊急一時保護機能のあり方—横浜市の現状を踏まえて福祉現場からの報告』（婦人母子問題研究会）には、夫からの暴力の現実が具体的に把握されている。⁹⁾ 「日本の夫婦の暴力度は極めて低い」¹⁰⁾ という研究者の考察に反して、ソーシャルワーカーは深刻な女性への暴力の現実と立ち会ってきた。そのことが、ミカエラ寮という民間シェルターの開設とフェミニスト・ソーシャルワークの展開を推し進めたと言いうことができる。

III DV問題とソーシャルワーク研究

「いずれにせよ被害者への援助は、心理的支援ではなく、ケースワークから始めることがほとんどだろうと思

われる」¹¹⁾といわれ、また「婦人相談員を通すのがいちばんよかった。ソーシャルワーキングというのですか、コーディネートをしてくれる方です」¹²⁾というように、DV問題への対応においてソーシャルワークの役割が求められている。

しかし残念なことにソーシャルワーカーの実像は、人々の目に明らかになっていない。それは「福祉」ということばの広がりに対して、ソーシャルワークということばが「狭い専門職の間の機能用語として生き残っている」¹³⁾という日本の特質があるからである。

実際、日本においては2000年を過ぎた現在でさえ、ソーシャルワークに関する書物は、ソーシャルワークの具体的な現実や実像の捉えにくさをしばしば、本の冒頭で述べている。¹⁴⁾ また、時にはその具体的なイメージをドヤ街における保健婦の実践に求めている。¹⁵⁾

このようなソーシャルワークをめぐる日本の状況は、研究と現実とのギャップとして、また理論と実践との断絶として常に問題にされてきたことである。しかし、今、DV問題をめぐってソーシャルワークの役割は、より現実的視点から要請されている。それは、DVが社会と家族、男性と女性という人間と社会との相互関係の場において出現し、介入を迫られる問題だからである。

しかし日本において、ソーシャルワーク研究の立場からDV問題を取りあげたものは極少ない。ソーシャルワーク実践の専門誌『ソーシャルワーク研究』でも、DVのキーワードでの論文検索で該当する論文はない。それは「女性福祉」といわれる領域の研究が、婦人保護事業や母子家庭問題に限定され研究者の規模も極めて少ないうえに、ソーシャルワーク実践におけるフェミニズム・アプローチもまだ緒についたばかりだからである。

本論文はDV問題とソーシャルワーク研究の大きなギャップを埋めていくための第一歩として、AFFILIA: Journal of Women and Social Workに95年から2001年(vol.10~vol.16)の間に掲載された論文から、DV問題をとりあげた18本の論文を選び、ソーシャルワーク研究の方法や課題を明らかにする作業である。

IV 専門誌 AFFILIA: Journal of Women and Social Work について

アメリカでは1970年代から社会福祉におけるフェミニズム・アプローチが始まり80年代には全米ソーシャルワーカー会議の「女性問題部会」で「フェミニスト・ソーシャルワーク」が議論されるようになった。社会福祉におけるフェミニズム・アプローチは(1)社会福祉の中にある「セクシズム」を問題とすること、(2)ソーシャルワーク

実践にフェミニズムの視点を取り入れること、(3)「福祉国家」が女性をどのように扱っているかを分析すること、の3つの方向から進められたという。¹⁶⁾

その中で86年に「女性とソーシャルワークの研究誌」という副題をつけた専門誌「AFFILIA」が刊行された。Marietta Barrettiは、1988年から1997年におけるソーシャルワーク専門誌17誌に掲載された論文において、①それぞれの専門誌は女性に関する論文をいくつ掲載したか、②一番多いのはどれか、また一番少ないのはどれか、③その中でどんな女性の社会的なアイデンティティや役割が取り上げられてきたか、④もっとも関心を持たれた女性に関するテーマは何か、⑤どんなソーシャルワークの領域が主に取り上げられたか、⑥著者はどのような分析方法を用いているか、という6つの視点からソーシャルワーク研究とフェミニズムの関係性を見ようとしている。¹⁷⁾

その中で86年のAFFILIAの発刊は、ソーシャルワーク理論、また実践と研究全体にフェミニズムの場所を明確に位置づけた一つのトピックであったと考えている。

Barrettiによれば、全体で567の女性に言及した論文があり、そのうちの約40%、225本がAFFILIAに掲載されている。567の論文のテーマとしては、「健康問題」続いて二番目に「暴力」が取り上げられている。暴力の問題の57.5%が「バタード・ウーマン」、いわゆるDVに関連していた。

AFFILIAでは特に、著者がフェミニストの立場を明確にして論述するものが多く、その意味では雑誌のサブタイトルどうり、女性とソーシャルワークを研究する「核となる専門誌でありまた特殊な専門誌」ということもできよう。

このようなAFFILIAの位置を見た上で、18本のDVをテーマにした論文を年代を追ってまず読んでいくことにしよう。

1. 1995年

論文1. *Listening to the Voices of Battered Women: What Helps Them Escape Violence*

Liane V. Davis and Meera Srinivasan, vol.10, No.1,

論文2. *Battered Women: Keeping the Secret*

Judith Ivy Fiene, vol.10, No.2

論文3. *Legal and Social Differences Between Men and Women Who Kill Intimate Partners*

Karen D. Stout and Patricia Brown, vol.10, No.2

1) 論文1は、アメリカにおいても1970年代はバタドウーマンすなわち女性への夫・パートナーからの暴力の問題について、本格的な研究はあまりなく、現場の実践家や活動家による限定的な記述が多かったという。それは、この問題についての研究方法が家父長的な、中立主義的な方法論に縛られて発展できなかつたからだと考えている。

論文1はフェミニスト・リサーチの方法として、フォーカス・グループインタビューを実施している。7つの都市でシェルターを調査対象として、7人から3人、最大でも10人で9つのグループを作り、グループに調査者が入っていくつかの質問をしていく方法で、暴力を逃れてシェルターにきた女性たちの経験を聞き取っている。

暴力が介在する関係の現実、1対1の面接方法では把握しにくい。被調査者が過去の事実をことばで調査者に具体的に伝えることに難しさがああり、ことばによる描写や感情の表出などがどこか抑制的になる。その結果、事実が一層つかみにくい。DV問題のこのような特質を考慮して、グループを作る。経験を分かち合うことで一人一人がより詳しく自分の経験を話すきっかけをつかみ、調査者が内容を深く把握できる。

この調査の過程において、参加した女性たちは仲間の感情的な支持や共感を得て人間としての自尊心を回復し、また沈黙の中に押し込められていた女性たちの知識に光が当てられていく。

論文1は、社会資源としてのシェルターの持つ役割を、利用した女性のインタビューから確認し、シェルターにおいて暴力から逃れてきた女性たちを援助する時の6つの基本的な原則と、グループワーカーの7つのスキルを提起している。そこには、不確かさや不安を抱えて手探りで生きていく女性を見つめ、当事者が「これでいい」と納得していく自己選択、自己決定に価値をおくソーシャルワークの価値観が示されている。

2) 論文2はアパラチャ山脈地方に住む8人の白人女性のインタビュー調査である。論文1と同様、シェルターを調査対象に選びそこを利用した女性たちをインタビュー調査をしたものである。彼女たちが「幸福な愛情に満ちた家族という近代家族のイメージ」からかけ離れたDVの事実に対して加害者を批判する以上に自責的になり、その結果、事実を周囲に隠していくことをインタビュー調査を通じて明らかにしている。そのためにシェルターに入ってきた女性たちの多くが、内面化された家族の文化や社会規範、家族神話などの葛藤の中で、バタラーである夫のところに戻っていく。

しばしば日本でも関係者から「なぜ戻するのか」と批判される現実がある。論文2は、1対1の深い質的調査をもとに社会構造、社会規範、その地域の伝統的な家族観などが、女性の内面において、DVの事実との間に大きな葛藤を引きおこすことを明らかにしている。女性の行動が個人の弱さというレベルの問題ではなく、構造的なものであることを示唆している。

3) 論文3は夫婦・恋人など親密な関係でおきた殺人事件の犯人である23人の男性と、18人の女性に一人づつ45分から2時間のインタビューを実施している。このような親密な関係における殺人事件は、まさにDVの行き着いた結果であるということが出来る。殺人事件において85%は男性が犯人(加害者)で、残り15%は女性が犯人(加害者)である。論文3は夫婦など親密な関係における、殺人事件に帰結する悲惨な事実には、DVの日常的な積み重ねがあるという推論を持ち、その検証を試みている。

18人の犯人女性のうち、16人は殺人に至るまでの間に、病院での治療を受けるようなDVをたびたび経験したと話しており、そのため相手に強い恐怖感を持っていたことが明らかになっている。

犯人男性のうちの半数も女性から暴力を受けたと答えているが、治療を受けた人はない。結果として相手を殺してしまった男女のうち、その時点までに起きた暴力への恐怖感を、女性の14人が強く訴えたが男性では5人である。このような男性と女性の差異はこれにとどまらず、私選弁護人をつけられるか、国選弁護人かといった裁判における不利益にも存在することまで示している。私選弁護人をつけた割合は男性に多く、その結果、犯人は女性に比べ有利な結果を手に入れたということである。

2. 1996年

論文4. *Women, Violence, and Fear: One Community's Experience*

Barbara Kasper and Carmen I. Aponte, vol.11, No.2

1) 1992年に、殺された14人の女性たちの未解決の事件に関心を持つ女性たちの連合組織として「Women Against a Violent Environment」(WAVE)というグループが、ニューヨーク州のロチェスターで結成された。

その後この組織は、女性に対する全般的な暴力の問題に関心を広げ、この地域の女性の暴力の経験について調査を実施することになった。当初は地域の女性たちだけで進めることにしていた調査に研究者が入り、地域の女性

たちとの「共同の参加型調査」として、20項目の質問項目をグループの議論を重ねて作成した。その質問用紙を地域の公共機関や企業の従業員組織など、多様な機関をつうじて女性たちに郵送し781の回答を得た。それを集計し分析した論文である。

その中では女性が暴力の怖さを感じている対象として、見知らぬ人が457人、恋人や配偶者、また実父や継父が453人であり、女性の暴力の加害者が実際は外部の見知らぬ人と同程度に、親密な関係の中にあることが明らかになった。また、実際に被害を受けた経験についても、外で受けた経験とほぼ同数の数が、夫やパートナーからの暴力またレイプの数字となって確認された。このような調査結果は、地域社会における女性への暴力の構図を女性の立場から書き換えることになった。

それは、社会通念であった公共の場所での犯罪防止や暴力への対応と同数の、発見しにくくかつ逃れにくい、家族のなかのDVを見落としてきたという警告を、地域社会にそしてソーシャルワーカーに与えている。論文4は、地域福祉の視点としてのDVという課題を提起している。

3. 1997年

論文5. *Partners or Protagonists? The Transition House Movement and Conservative Churches*
Lori Beaman-Hall and Nancy Nason? Clark
Vol.12, No.2

論文6. *Abused Women in New Mexican Shelters: Factors That Influence Independence on Discharge*
Judith C.Hilbert, Raiza Kolia, and Dawn M.Vanleeuwen, Vol.12, No.4

1) 論文5は保守的な教会と社会サービス機関の関心に焦点をあて、そこにおけるドメスティック・バイオレンスの認識や対応の違いを研究している。

論文5は4つの研究にもとづく。1つは25人の聖職者に対する電話によるインタビューと、15人のシェルターのワーカーとの1対1の面接調査である。2つ目は345人の牧師の質的調査で、女性や子どもの虐待に係わった経験、家族内の暴力や虐待に関する認識などを調べている。3つ目は、2番目の調査結果にもとづき、さまざまな地域における100人の聖職者の一人ひとりにインタビューし、女性や子どもの虐待に関する経験と認識をさらに深く検証した、特に虐待を受けた女性への牧師のカウンセリング・アプローチに焦点を当てている。4つ目の研究は30か所250人の教会信者である女性を対象に、フォー

カス・グループ・インタビューを実施した。グループ参加者は家族の中で暴力を受けた経験をもつ。ここでは女性たちのニーズや、サービス提供機関との関係に焦点を当てている。

論文5は、保守的な思想を堅持するキリスト教の教会とシェルターが、DVの被害を受けている女性をめぐって、協力しあえる関係なのか、対立し戦う存在なのかを論考している。シェルター運動をしてきた女性たちは、家父長制を批判し、女性を抑圧してきた男性のパワーや、女性の経済的不利、また社会における暴力の容認などを運動の核心においている。聖職者はDVを受けた女性に「家庭にとどまり、祈る」よう助言していた。その結果、教会は離婚することやシングルマザーであることに社会的なスティグマを与えて女性を縛ってしまうとフェミニストたちは批判してきた。

カナダでも1993年の調査で、10人のうち3人はDVの被害を経験しているという結果が出て、教会関係者もこの問題の深刻さを十分認識している。しかし、牧師たちはシェルターのワーカーが、援助を求めてシェルターを利用した女性たちに教理と反対のことを言うのではないかと、家族や夫婦の神聖さを覆すような考えを押しつけているのではないかと恐れていた。

このような家族のもつ神聖性や服従・和解という信仰の鍵となる思想を巡って、両者の間には緊張の高い議論が生まれる。しかし、調査は、それにもかかわらず両者は、協力体制を持っていることを明らかにしている。特に教会の中の女性グループが中間に入って、暴力から解放された生活に向けて女性たちを励ましていく役割を持っている。

社会資源の乏しい地域においては、教会は①物理的なスペースとしても、②個人生活の援助の場所としても、③地域のボランティア活動の拠点としても、ソーシャルワーカーにとって重要な力を持つ。論文5は、ソーシャルワーカーに女性のもつ信仰上のネットワークの重要性を認識するよう求めている。

2) 論文6はシェルターから再びもとの生活に戻っていく女性と、シェルターを経て自立し新しい生活に入る人の二つのグループに対して、①自殺企図とパートナーとの関係の質や薬物依存との相関性、②「戻ること」と「自立」という2つの結果と、シェルターの滞在期間、暴力の中身、自殺企図、薬物やアルコール依存の相関性などを中心に研究している。

女性が暴力的なパートナーとの関係にとどまり続ける要因は、①経済的な問題、②社会心理的な問題、③状況

要因、④制度的な問題、と整理されているが現実はおつと複雑な要因が絡まっている。論文6の著者は、シェルターを利用した女性が重うつ状態であったり、自殺企図やアルコール、薬物問題を抱えている率が高いという仮説を踏まえてこの研究を進めている。

調査はニュー・メキシコの南にある3つの地域のシェルターを利用した216人の面接票を集計、分析したものである。シェルターに滞在する期間を、5日以下、15日まで、30日まで、30日以上と4区分すると、216人のうち103人が5日以下である。そして15日以下のグループまでは、「戻る人」と「自立する人」の間に数字の差が余りない。しかし30日まですなわち1ヶ月になると、「戻った人」が7人に対して、「自立した人」は40人、30日以上では「戻った人」が1人に対して「自立した人」が16人と数字にはっきりとした差が出てきた。

簡単に結論づけることはできないものの、シェルター滞在の長さは、暴力的なパートナーからどのように逃れるかを女性が学んでいく時間として、有効に働いていると考えられる。暴力の内容との関連では、身体的な暴力以上にことばや精神的な暴力が、女性にパートナーからの離脱を促す誘因になっていると分析している。

加えて自殺企図やうつ状態、アルコール、薬物依存が暴力の苦しみ、痛み、絶望感とつながって女性の中にあることへの認識と理解が必要である。「戻った人」が抱える問題には、このような精神医療ニーズがある。

そのような女性たちに、ソーシャルワーカーはなにをすべきだろうか。DVの問題はマクロ、ミクロ両サイドからの介入が求められる。加えて「なぜ、逃げないのか。なぜ、戻るのか」というプレッシャーから女性を守る役割を求められる。そのために、女性自身が自分の決断を獲得していくようエンパワーしていく。その方法として論文6は、「シンボリック相互作用論的介入」と、「ケア役割の担い手」として自分の力を確かめてきた女性への援助という、二つの介入の視点の統合を提言している。

4. 1998年

論文7. *What It Was Won't Be Anymore": Reaching the Turning Point in Coping With Intimate Violence*

Zvi Eisikovits, Eli Buchbinder, and Michal Mor, Vol.13, No.4

論文8. *Domestic Violence Gun Ban : An Analysis of Interest-Group Conflict*

Suzanne Morgan, Larry Nackerud, and Bonnie Yegidis, Vol.13, No.4

1) 論文7は女性の日常生活世界におけるDVの経験を、現象学の理論基盤の上にフェミニズム・パラダイムを使って明らかにしていく試みである。暴力をふるう親密な関係の夫やパートナーから、「去るか」あるいは「戻るか」といった単純な二つの選択を前提にしない。また、その二つを分離して考えない。それは女性の内面では二項対立的なものではない。DVにかんする研究では、約半数の女性がシェルターから加害者のもとに戻る」と統計的に実証され、またその要因として社会心理的要因たとえば低い自尊心とか不安感や恥の意識、罪の意識、孤立感などが指摘されている。

また社会的経済的要因として、仕事がなく経済的に自立できないこと、適切な住宅がない、フォーマル、インフォーマルな支援が不足しているなどの説明がされてきた。しかし、それは女性の内的能力や自己決定を見下げた観点ではないかと論文7は考える。

このような視点から北イスラエルの「Emergency Hotline for Survivors of Violence and Domestic Abuse Intervention and Research Unit」に、93年から94年の間に援助を求めた女性の中から20人を選んで、半構成的な、そして深いインタビューを実施した。そして、そこで明らかにされた女性の経験を断片化したりカテゴリー化したりして、真意を变形してしまうことに注意しながら、女性の内面に展開する喪失のプロセスを次のように分析している。

喪失には自分と相手との関係において、また自分自身に対して、という二つの流れがある。相手との関係においては①「私たち」という関係と絆となる愛の喪失、②相手の人間としての良質な面を見失うという喪失、③相手が変わってくれるということへの信頼と希望の喪失、がある。また自分に対しては①本当の自分を見失うという喪失、②激しい暴力のエスカレートによる安全感の喪失、③脈絡のない暴力の出現に対処することの意味の喪失、である。このような内面の喪失経験は、女性の人生全体の方向感覚を失わせていくことになる。

20人の女性のうち17人が、このような内的認識の変化が起きた正確な日にちや時間を把握している。女性はここで、重要な深い認識の転換点を経験している。論文7はソーシャルワーカーに女性たちの力を、単に加害者の男性から去ること、自活することに求めるのではなく、深い喪失を抱えながらも他者という状況のなかに発見することを求めている。また子どもなどを含む他者との関係性や責任性にこめられた女性の強さを、依存的だとか能力がないと結論づけてしまわないように警告している。

2) 論文8は銃社会といわれるアメリカの、DVと銃との緊張関係に焦点を当てる。1994年に「Violence Against Women Act」いわゆるDV法が成立した。DVは犯罪であるという認識に到達した。繰り返し強調されるように、そこにいたるまでには、バタード・ウーマン運動といわれる長い戦いの歴史がある。さらにDV問題を個人的な問題から社会的な問題へ転換していくために理論的な課題としても大きな努力があった。

1992年の全米の殺人事件22,540件のうち、10%は配偶者によるものまた6%は親密な関係のパートナーによるもので、女性の被害者は男性の10倍だったという数字が出ている。女性は圧倒的に夫、恋人の殺人の被害者である。

70年代の草の根レベルで始まったバタード・ウーマン運動はDVの問題を社会に粘り強く提起し、それによってアメリカでも80年代半ばには、DVへの社会的対応は変化していったが、それでも警察はこれを責任をもって対応する問題と考えるよりも、ソーシャルワーカーの仕事を手伝っているという認識にとどまっていた。

大きな変化は94年「Uniform Crime Reports」で、DVが重要な犯罪であると認知されたことである。また「Violence Against Women Act」(1994年)に続いて、96年9月に「Omnibus Consolidated Appropriation Law of 1997」が成立し、過去に犯罪、非行などを犯した人には銃の所有を認めない、という条文にDV問題も含まれることになった。

論文8は、そこに次のような事実が絡んできたことを明らかにしている。一般の家庭ではDVの発生が16%であるのに対して、警察官の家族では40%の発生率だという。銃の所持が公に認められる警察官や軍隊の兵士などの家族とDV問題との無視できない関連性や、また銃所持の規制に反発するさまざまなグループの間において、厳しい社会的論争が引き起こされた。政治的な力関係の中で、この条項が覆されかねない現実がある。

論文8はDVの根絶を願うフェミニストの視点から、また人間の人権を守るという立場から、この問題に妥協はないと結論づけている。

5. 1999年

論文9. *Domestic Violence Among AFDC Recipients: Implications for Welfare-to-Work Programs*
Marjorie R. Sable, M. Kay Libbus, Diane Huneke, and Kathleen Anger, Vol. 14, No.2

論文10. *Battered Women and Their Children: A Public Policy Response*

1) 論文9はAFDC (Aid to Families with Dependent Children) 受給者の女性たちとDVの問題をリンクさせている。AFDCは1996年に「Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act」という新しい法律によって就労支援プログラムが導入され、2年間の公的扶助受給後は就労すること、また受給可能な年数は5年を限度とすることになった。そしてAFDCはTANF (Temporary Assistance to Needy Families) と名称変更された。AFDCの受給者の多くはシングルマザーであり、制度改革はもろに女性への厳しい要求となった。

論文9は、多くのAFDC受給者の女性たちが夫やパートナーからの暴力の体験者であると考え、導入された就労自立プログラムがそのような女性たちにどのような影響を与えているのかを調査したものである。

調査は96年に実施され、404人から回答を得た。調査時点では85%の女性が不就業で、そのうちの75%は過去2年に断続的に働いた経験を持っているが、6%の人は働いた経験がないと答えている。また全体の43%はかつて結婚しており、残りの約40%の人たちも恋人など親しい男性関係があると答えている。

働くことができない理由としては、①子どもの世話や車がないこと、②虐待がある、また家族の支援が得られないこと、③パートナーのことが原因で仕事を失ってしまう、という回答が多かった。受給者の約36%がパートナーにアルコールや薬物依存の問題があると答えている。また、同時に約35%は、受給者本人その他の家族員に、同じ問題があることが確認されている。

そして29%の女性がパートナーによる身体的暴力を、25.2%は言葉による暴力を、また22.5%の人がパートナーからの暴力に怯えを感じていると答えていて、AFDC受給者の女性たちの日常に、DVが大きな影を落としていることを明らかにしている。

論文9は、ホームレスの女性や低所得者用の施設で暮らす女性たちには、82~92%という高い比率でひどい被暴力体験があることや、最近の同様な調査の結果は、もっと被害の割合が高いことなどに言及して、女性たちの日常の困難性と暴力の関連性を示している。

要するに①女性たちは暴力から逃れるために、夫と別れて公的扶助の申請をすること、②暴力によるPTSDが女性の就労継続を難しくしていること、③現在もパートナー関係に起きているDV問題が、女性が働くことを妨げている、と説明している。

2) 論文10はニューヨーク州におけるDV問題への取り組み姿勢と、シェルターと短期的な援助、一時保護サービスそしてアルコール、薬物、またその他の精神疾患の対策などを検証している。

ニューヨーク州の場合、1984年ごろから「家庭内暴力」の問題に取り組み始め、87年に「Domestic Violence Prevention Act」が制定され、シェルターへの資金援助やそれ以外のDVに対するプログラムが具体化した。また94年の「Family Protection and Domestic Violence Intervention Act」では、DVを犯罪と認識して対応していくために、女性だけでなく子どもへの影響なども考慮に入れて、警察の研修や教育が進められた。この二つの法律がニューヨーク州のDV対策の柱になっている。

論文10はこのような展開において、現在ニューヨーク州がこの問題においてどのような課題を抱えているのかについて検討している。シェルターが不足していることや、シェルタースタッフが、利用する女性たちの心理的支援や子どもたちの問題、またそのあと必要なサービスなどについて十分な知識や援助ができていないことを指摘している。

また女性がDVから逃れて新しい生活を築いていくために必要な社会資源がないため、シェルター利用者もまたスタッフも苦しんでいる現実がある。DV問題への対策として、論文10は3つのレベルを示している。1つは緊急避難の場所としてのシェルターにおけるさまざまな課題、2つ目には次の段階として適切な住居の提供や仕事、学校のこと、生活用具の支援、また健康状態やアルコールや薬物問題を含むメンタルヘルスへの対応である。そして3つ目はその後の定住やPTSDへのかかわり、長期にわたる相談援助の関係の継続である。

このように緊急時の保護から始まり、将来の生活にわたる政策を準備することがDV問題への取り組みの計画として必要だと述べている。

6. 2000年

論文11. *Empowerment Practice: A Focus on Battered Women*

Noël Bridget Busch and Deborah Valentine,
Vol.15, No.1

論文12. *Toward Real Welfare Reform: The Voices of Battered Women*

Ruth A.Brandwein and Diana M. Filiano,
Vol.15, No.2

論文13. *Analysis of the Family Violence Option: A Strengths Perspective*

Judy L.Postmus, Vol.15, No.2

論文14. *Help Seeking for Violence: Views of Survivors*

Mary P.Van Hook, Vol.15, No.3

論文15. *The Dynamics of Battering Revisited*

Alice Chornesky, Vol.15, No.4

1) 論文11は90年代後半からソーシャルワークにおいて、重要な意味を持ち始めたエンパワーメント理論の有効性を、DV問題において明らかにし具体的な方法とソーシャルワークの過程を示している。1976年の“Black Empowerment”(Solomon)は、黒人女性が自分の内面で、また社会の中で、経済的にも政治的にもその能力を高め、自分の生き方を自分で決めていく力の獲得に向けて援助していくソーシャルワークの方向性を示した画期的な文献である。

エンパワーメント理論の3つの重要な概念は、①パワー、②無力、③抑圧である。その後のDVに関する研究は、DVが夫やパートナーによる支配とコントロールの構造の中でおきていることを明らかにした。それは男性の力に支配され、抑圧され無力になっていく過程である。バタード・ウーマン運動は、女性が自分の言葉で真実を語る力によって自分自身の人生を切り開く運動であった。

ソーシャルワークに求められるものも、どのように無力な状態から回復するか、どのようにして女性たちをエンパワーするかということに焦点がおかれる。

論文11は4つのエンパワーする戦略を示す。それは①情報を提供し、シェルターを紹介して、具体的な行動が実現できるように選択可能な状況を提供する。(Enabling) ②経済的な支援や仕事、入居できる住宅などを提供して行動の具体性を導く。(Catalyzing) ③その後の孤立を防ぎ、地域の社会資源を広げる。(Linking) ④予備知識を与えながら、裁判やその他の危険に対して一緒に行動する(Priming)である。

4つの戦略は直接的な援助のレベルだけでなく、地域社会から社会全体に向けたDV問題の政策や啓発など、ミクロからマクロレベルまで視野に入れて進められる。

またこれらは女性個人やグループにおいて、次のような変化を生み出していかなければならない。それは①自己能力への信頼の回復、②仲間意識の向上、③自己卑下や自己批判を減少させる、④自己の責任を引き受けていく、ことである。このような4つの戦略とそれに向けた個人やグループにおける4つのステップをエンパワーメント・プロセスの具体的な方法として示している。

2) アメリカのAFDC(Aid to Families With Dependent Children)がTANF(Temporary Assistance

to Needy Families) という新しい制度に移行したことは、これまでの論文において読んできた。論文12と論文13は、新しい公的扶助 TANF に組み込まれたDV問題支援策としてのFVO (Family Violence Option) に焦点を当てている。

DVが女性の抱える深刻な問題であること、さらにAFDCの受給者の20%、あるいは75%がDVの被害経験をもつという諸研究、夫・パートナーによる殺人事件の数など、DVがアメリカの社会問題の一つであるという認識が共有化された結果、TANFはFVOというプログラムを組み込んで制定された。

しかし、これを実施するか否かは各州の裁量に任されている。1999年時点では35の州がこのプログラムを導入した。FVOプログラムは、家族の中でさまざまな暴力虐待を受けた人については、TANFが要求する受給期間の制限、自立助長に向けた就労準備プログラムへの参加などの条件の適用を延期する、というものである。

論文12は2つの州の、5つのグループ、1つはセルフヘルプ・アドボカシー・グループ、2番目と3番目はシェルター利用者、4番目は精神科カウンセリング・プログラムのメンバー、5番目は就労援助プログラム受講者からすでに3年以上公的扶助を受給している24人を対象に、フォーカス・グループ・インタビューの方法で調査している。

グループ・インタビューでは、子どもころの虐待経験も含めて自分が育ってきた家族のこと、そして大人になってからの被暴力経験、また仕事の経験、健康状態、公的扶助の受給において経験したこと、そして子どもに関することなどを聴いている。グループ・インタビューの場合、同じような経験をしている人の言葉に触発され率直にそして詳細に身体や心に受けたダメージが語られていく。

論文12はその中から3点に絞ってまとめている。1つは働いた経験についてである。十代で薬物の使用などの理由で高校を中退している女性たちは、就労経験をもたない場合が多い。あるいは子どもが小さいときは家にいて、子どもを育てることに専念すべきだという社会的規範に縛られている。また、子どもの保育施設がないとか、その経費がない、通勤に必要な車がない、など働くことを妨げる要因が多面的に捉えられている。働く気がないという批判されてきたが、女性たちはこのようなさまざまな問題をもつ一方、「生き抜くことは、自分の収入をもつことなのだ」と考えている。

2つ目は健康上の問題である。夫の身体的・精神的暴力の後遺症に悩む女性が多く、その中には、度重なる望

まない妊娠や中絶による身体的損傷などがある。子ども頃の性的虐待や、自殺企図の経験が多数、話された。また夫のストーカー行為で良い仕事を手放さざるを得なかった経験もある。

3つ目の公的扶助受給における経験では、丁度1996年から99年というAFDCからTANFへの制度改革の時期であったため、二つを比較する経験を聞くことができた。たとえば、AFDC下では1500ドル以上の価値がある車の保有は認められなかった。そのために移動のための車を手放すよりも、扶助の受給を拒否したという経験である。

FVOプログラムのポイントは単に適用条件の猶予だけでなく、訓練されたケースマネージャーまたは専門のソーシャルワーカーの援助を受けることができることである。論文12はいくつかの州でそれは成功しているという。ソーシャルワークの実践としてあげられたものは次のようなものである。①心理的な支援、②自尊心や身体的な回復の援助、③決断を導いていく支援、④危機を乗り越えていく援助、⑤経済的な自立を達成する上での援助、⑥親としての役割のサポート、⑦障害に対する手当の申請、などのきめ細かいケースワークの力を指摘している。

ともかくアメリカ社会を生き抜くことの困難さは、ホームレス化という厳しい現実とのせめぎあいを目の前に見ることになる。そこにおいて、5年というTANFの受給期間と女性たちの持つ問題が緊張関係を残していると結論づけている。

3) 論文13は公的扶助受給者とDV問題の関連性を研究する理由を、次のように説明する。すなわち、実際にはかなり早い時期にこの分野で働く人々から、女性たちのDV被害の深刻さが話題になっていた。しかしDVが社会問題となっていくためには、「援助に値する」一般の人々の問題として認知されることが必要であったというのである。

支援者たちに、公的扶助受給者とDV問題の関係を明らかにすることにためらいがあったのは、「援助に値しない人々」という公的扶助受給者への偏見があるからだった。しかし、公的扶助制度が厳しい条件をもつ制度に改革されることは、女性をDV被害から逃れにくくするという全ての女性に関わる問題である。

こうして改めて公的扶助制度とDV問題の関連性を研究することの重要性が、意識されることになった。DV問題は、女性と社会福祉政策の交点のひとつとなったのである。FVOは受給者に対してDVの被害者であるか

否かをスクリーニングし、カウンセリングやその他のサポート・サービスを提供する。社会は女性が抑圧され虐待される存在であるという認識を肯定しないまでも、「社会的弱者」ととらえて女性を保護する法律や政策を進めてきた。と同時に TANF もそうであるように自己責任を求め、また DV 問題の解決も女性が自分の中で解決していくこととしてきた。

論文13はこのような伝統的な保護と自己責任の政策思想ではなく、女性の強さ、生き抜く力、立ち直る力に着目し、「人々は成長し変化することができ、そのためには平等にあらゆる機会や社会資源を利用できなければならない」というストレングス視点が必要であると述べている。

第一のステップは、女性を被害者という言葉で呼ばず、サバイバーと表現すること、直接、援助にかかわるソーシャルワーカーは FVO の有効性を高め、女性と子どもの安全を守る力をもつこと、また地域社会はネットワーク作りをしながら、DV が個人的な問題ではなく社会的な問題であるという認識を広げていく。

第二のステップはサバイバーのニーズを理解することである。FVO のスクリーニングにおいて、DV 問題を把握するためには何よりも安全性を保障する必要がある。非審判的な態度と DV 問題への理解にもとづく、感受性豊かなソーシャルワーカーの姿勢が必要である。社会資源としてはシェルターや TANF など、精神的、物理的、経済的なニーズへの対応である。加えて何よりも柔軟な発想が必要である。

第三のステップは自立の障害を明らかにすることである。女性の自立を妨げているのは、女性自身の問題ではなく専門家や周囲の人々が女性の話を信じないためである。その結果女性は夫のもとに戻らざるを得なくなる。

ソーシャルワーカーは、これまでは公的扶助の認定の調査と決定にとどまっていたが、FVO の適用においては DV に対するセンシティブな対応とサービス提供のケースマネジメントが期待される。DV のストーリーを信じ理解することが、FVO におけるキーパーソンとなるための課題である。

第四のステップは前進的なプログラムを作ることである。たとえばソーシャルワーカーがグループ作りや育成をすすめていく。また組織的にはサバイバーから直接話を聴く研修や、訓練プログラムを実施する。スーパービジョン機能やカンファレンスを充実させることなどである。

問題への深い理解と力量をもつソーシャルワーカーの存在が、社会福祉政策の改革のカギといっても良いだろ

う。

4) 論文14は医療機関における DV 問題を、ソーシャルワークの観点から調査研究したものである。医療機関は DV が原因で医療的処置が必要になった女性が受診する場所である。しかし、処置するスタッフが DV について聞けば答えるかもしれないが、一般的には DV の問題を暗示する程度に止まることが多い。そのような現実について、事実を明らかにすることの障害となるもの、スタッフと患者双方のこの問題に対する態度、援助を求めるパターンや求められた介入への対応などについて、4つのクリニックの321人の女性から、回答を求めたものである。

調査の中で279人、87%の女性が何らかの形で DV 経験をもっていると答えている。このような調査結果が物語ることは、DV についての沈黙の構造化である。医療と DV とは関係がないというスタッフと女性たち両方の思い込みが、沈黙を一層押し進める。問題を押し隠す沈黙が双方で共有されていく。それは DV についての情報を求めないスタッフと、スティグマを恐れる女性との相互関係である。

DV についての沈黙を打ち破る方法は、女性の意識啓発である。スタッフが DV に関して質問するとか、クリニックの室内に DV に関するメッセージや情報を掲示する。また、DV 問題に専門的に係わるソーシャルワーカーを雇用したクリニックもある。

またソーシャルワーカーは地域で、家族や友人を対象にグループ活動を展開して地域の問題意識を高め、また情報を増やしていくことができる。ただし、問題解決への道筋は、その地域のサービスの実態や問題認識によって大きく作用される。さらに最終的な決断や解決は、女性の自己決定と選択にゆだねられる。実際にもこの調査に参加した女性たちは、地域の限られたサービスの中で、他の人々に比べて経済力のない生活をしている人々であった。このようにソーシャルワークは医療の外側にある社会構造まで更に視野に入れなければならない。

5) なぜ夫やパートナーが女性に暴力をふるうかについて、現段階において理論的合意に到達していない。論文15はこの問題をボウルビーのアタッチメント理論から説明しようとする試みである。

DV については①心理学的な視点、②社会学的な視点、③フェミニストの視点などから説明されてきた。①の立場からは暴力をふるう男性について、自尊心が低い、衝動のコントロールができない、反社会的性格、薬物依

存者、さらには頭部外傷などさまざまな要因が指摘されている。また女性の心理的側面としては、子どもの頃にひどい虐待を経験しているため現在のDVを過小評価したり、将来の被害の重大性に気がつかないと考えられている。問題を合理化する構造である。

論文15はこのような女性たちのインタビュー調査から、次の4つの特徴を導き出している。それは①怪我や被害を受けていることを否認する。②相手の暴力は、本人自身もコントロールできない要因に原因があると考ええる。③行動に移したり、別の感情を見つめることを否認する。④罪を負わせたり非難することを避ける、である。

また、家族モデルからは暴力が世代間連鎖した行動であると指摘されている。

社会学的な視点では、社会の中に深く埋め込まれた男女の社会的役割や、その結果としての女性の経済的な能力の低さ、また貧困問題や失業、ドラッグやアルコールなど社会的有害因子と関連づける。ただし、だからといってDVは低所得階層に限定できる問題ではない。

フェミニズムの視点から、DVは明らかに男性から女性への支配的な力の行使であり、社会構造的な問題であるといわれている。ラディカル・フェミニズムでは「バタード・ウーマン」という言葉さえ拒絶している。

論文15はDVの関係性を考える理論として、ポウルヴィいう子どものときにアタッチメント欲求が充足されなかった、そのために大人になっても不安や恐れ感の強い男性や女性が、このような関係を生み出すという考え方に立つ。ただしこの幼児体験は、ジェンダー役割の不平等な社会化という過程のなかで理解されなければならない。ジェンダーによる差異化が進められる中で、男性と女性がそれぞれのジェンダー・アイデンティティを独占化して生きていくことになる。

その結果、男性はジェンダー区分が曖昧になると不安になり、それを再所有しようとして暴力に訴える。また女性は他者に配慮しまたケアすることによって、他者との関係に存在の核を見出す。その結果、関係を続けることが女性のウェルビーイングの本質となる。ギリガンらによって明らかになった男性と女性のジェンダー役割の社会的形成が、DV問題に大きな作用をもたらしている。

ただこのような理論が即、ソーシャルワーク実践に適用できるわけではない。しかし理論や研究は、DVを孕む関係を「離れる」、「去る」という行動が、その関係を「続ける」ことに比べて、女性にとって異なった自己認識、重大な世界観の転換を迫ることであるという理解に到達することができる。

DV問題についてこれが正しいという唯一のアプローチ

があるわけでないが、心理的な領域と社会的な研究との統合と、また深い認識のためには多面的な視点が必要である。

7. 2001年

論文16. *Economic Advocacy for Survivors of Domestic Violence*

Anne C. Kok, Vol.16, No.2

論文17. *A Wolf in Sheep's Clothes? How Welfare Reform May Threaten Domestic Violence Services*

Susan E. Smith, Vol.16, No.4

論文18. *Where Do You Go When It's 40 Below? Domestic Violence Among Rural Alaska Native Women*

Judy Shepherd, Vol.16, No.4

1) 論文16はウィスコンシン州におけるプロジェクトの検証である。ウィスコンシン州はTANFにおいて、DV被害者のための特別措置であるFVOを導入しなかった。そればかりでなく、いち早くTANFが要求した就労プログラムWisconsin Works (W-2)を実施し、働くことを承諾しないと公的扶助は支給されないという福祉改革が進んだ。

その代わりに行政当局は、民間シェルターにDVの被害者が公的扶助を申請する際に援助するサービス提供事業を委託した。シェルタースタッフが、福祉事務所のなかに机を置きそこで援助をすることになった。このプロジェクト「Economic Advocacy Project」は97年10月から99年2月までの17ヶ月の間、実施された。

これは行政のソーシャルワーカーが、DVについて専門的な知識をもたず支持的な面接や有効なアセスメントができないという理由である。論文16はアセスメントにおけるソーシャルワーカーの態度と専門性として①申請者の労働能力を見極める、②信頼を作り出すやり方で申請者に面接する、③個人的な問題を評価しそれに対応する能力、の3点を挙げている。

プロジェクトの実施にあたって、18人の委員会が組織され、さらにそのなかに、8人のワーキンググループが作られた。そして①DVに関する福祉事務所のワーカーの研修、②申請者への直接的な援助、の2つを柱に進められた。しかし、実際にこの特別スタッフの援助を希望した申請者は多くなかった。また、福祉事務所のワーカーから紹介があったのは、たったの2ケースである。民間スタッフはDV問題の訓練を受けた専門家であるが、同じオフィスの中に机を置いたために申請者の信頼が得に

くく、また実務の上では法律にもとづいて仕事をしていく公務員と草の根レベルのフェミニズム運動組織との、共同作業の難しさが明らかになった。

論文16はプロジェクトの問題点を、連携の3つの要素が達成できなかったためと考えている。3つの要素とは①地域において協力、連携の実績がある、②過程においても結果においても、責任の範囲や専門分野、関心などを分け合う、③相互に信頼し合い、理解している、というものである。

2) 論文17は1996年の Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act (PRWORA) によって、フェミニスト運動の中で設立されてきたDVへのサービス組織がどのような影響を受けていくかを論じている。96年の福祉改革は連邦政府から州政府に、責任を委譲していく方向で進められた。また、FVOのようなDVの特別プログラムが誕生する一方、何よりも働くことを第一の条件としている。

このような中で、DVの被害を持つ女性たちの暴力からの保護、安全性を優先的にしてきた援助機関は、さまざまな問題を抱え始めた。FVOプログラムが地域の組織に委託され、その仕事について州政府からの補助金を受けていくことにともなうて起きてくる問題がある。たとえば、①FVOはゴールとしては就労自立を目指している。したがって援助機関は、女性の安全を守ることと、さまざまなDVに関する問題をかかえる女性たちの就労支援、という葛藤を孕んだ役割を担う。②行政からの委託を受けることによって、それまでのフェミニスト理念の実現をめざした組織が、階層化され官僚化するだけでなく事務的な仕事も増えてくるという変質をこうむる。それだけでなく評価において地域の民間シェルターの間に、競争関係さえ生じかねない。

このように福祉改革は、これまでの男性中心の組織が階層性や官僚制に価値を置いていたのに対して、フェミニズムの理念、価値感、目的、成果を対峙して進めてきたDV支援機関の根本理念まで揺るがすことになった。

3) 論文18はアラスカの原住民社会におけるDVの問題を扱っている。DV問題の調査研究は多くなったが、このような土着的な、伝統的な文化をもつ地域社会を対象とする調査は余りない。

しかし1997年の統計では、アラスカにおける女性の殺人被害はアメリカ全土に比べて高い。全米平均が10万人に対して4.2人に対して、6.2人という数字が出ている。このうち原住民の女性は10万人に対して19.1人と全米平

均の4、5倍の比率である。さらに90年にアラスカで殺された女性の50%が、夫かボーイフレンドによるものであり、95年ではアラスカの殺人の80%がDVに関係している。

論文18は、このような現実を背景に調査を実施している。97年から98年にかけてシェルターのスタッフと利用者あわせて9人から、半構成的なインタビューによってDVの事実を聴き取っている。スタッフ自身もDVの体験をもつ女性である。特にこの調査対象となった女性たちはアラスカの原住民社会に生まれ、育ち、そして今もそこに生活している人々である。ただし相手の男性はかならずしも原住民ではない。

アラスカでは、人々は零下40度にもなる厳しい自然環境に生きている。自然環境だけでなく、①地理的にも孤立した地域社会であり、②正規の警察官や司法関係者がいない、③アルコールやドラッグの問題が深刻である、④狩猟生活という文化から銃などが身近にある、というDVの被害者になる女性にとって危険な要因が複合している。

さらに基礎的な社会資源も不足し、水道設備がない地域であるとか、小さな家に13、4人が住んでいる、という生活がある。その中でアルコール問題が深刻である。加えて90年と言えば、20.3%の失業率で全米で最悪の数字であった。

このような中で調査数が少ないという限界があるが、論文18はインタビューから見えてきたものを次のように示している。

伝統的な地域社会においては、家族の価値やコミュニティの重要性が大きい。それだけに女性がそこから離脱することはとても難しい。

ソーシャルワークの役割はまず、①DVの状況において女性の安全性を確保することである。また②暴力をふるう夫たちへのソーシャル・サービスの提供である。たとえば男女関係における怒りや感情を見直す相談の場を提供したり、アルコールやドラッグからの回復プログラム、また③学校や地域においてのアルコール、ドラッグまた健全な男女関係などについての教育プログラム、である。

このような地域におけるDVへの介入方法においては、地域や家族の持つ束縛と女性のニーズの両方を考慮したやり方が求められる。すなわち個人と地域社会双方への働きかけであり、女性の回復力と共同体のメンバーとしての立場を強めるストレングス・モデルが目指されるべきである。

V. DV問題とソーシャルワーク研究

95年から2001年における AFFILIA・Journal of Women and Social Work の18の論文は、日本においてDV問題をソーシャルワークの立場からどのように調査研究すべきかについて、さまざまな示唆を与える。

全体としていえることは、研究の視座が多面的で、多様であることである。宗教や地域、エスニシティ、階層性などDVの問題をさまざまな指標と絡ませて研究している。それはアメリカ社会がもつ特質であろう。アメリカ社会と多様性の指標は異なるとしても都市と農村、関西と関東というような地域性や文化などについてさらに差異化していく視点は、日本においてあまり意識化されていない。

実際、地域における社会資源の差は、日本においても著しい。たとえば、神奈川県にはシェルターが11か所あり、100人の利用が可能であるが、愛知県では1ヶ所、2室のみである。¹⁸⁾ このような地域特性は、ソーシャルワーク研究にも反映されなければならない。

また論文3にみるように調査研究の対象は、DVによって殺人を犯したグループにまで及んでいる。このようなDVによる暴力死の危機や傷害致死事件、殺人事件は、日本のソーシャルワークの現場においても重い問題として受け止められている。¹⁹⁾ しかし、調査までには至っていない。筆者らは「相談員のためのハンドブック」において「最終面接の3つのポイント」の一つに、暴力死という最悪の事態も場合によっては起こり得ることを伝え、相談への信頼をつなげることを書いている。²⁰⁾ しかしこの研究は、女性が殺人の被害者になる確率が高いだけでなく、暴力から逃れるために殺人を犯すところまで追い詰められる可能性もあるという事実を見落とすべきではないと示唆する。たじろがずに事実を見つめる力量が必要である。

ここでは18の論文の中から、DV問題に関するソーシャルワーク研究への示唆として次の4つの点を確認しておきたい。第一に、フェミニスト・リサーチという調査研究を多くの論文が意識していることである。日本においてもフェミニスト・リサーチの方法が紹介されているが、その方法を明確に打ちだした研究は少ない。²¹⁾ 吉浜らによる『日本人女性を対象にしたドメスティック・バイオレンスの実態調査』²²⁾ がその一つである。その中で、フェミニスト・リサーチとは「性差別の根絶を目的とし、女性が女性であるがゆえに直面する問題やそれによって生じる経験を、女性の視点で分析し記録する調査研究」²³⁾ と定義されている。さらにこの調査は「フェミニスト・アクション・リサーチ」によって、DV被害者のセルフ

ヘルプ・グループ形成を実現している。研究と実践との連携とは、このように新しい社会資源を創出していくという現実的な成果を追求すべきである。

第二に、公的扶助を中心に社会福祉政策とDVの問題の関係を研究の重要なポイントにしていることである。特にAFDCからTANFへの移行にともないFVOプログラムが創設された。公的扶助給付にともなうアセスメントの指標として、DV問題が組み込まれてきた。いいかえればジェンダー・パースペクティブの具体化である。しかし、福祉改革は財源削減を目指して進められその結果、経済的に不利な状況におかれて生きてきた女性全体にとって一層、厳しい生き方を迫られることになった。

日本においてもDV被害者の求めるものは、経済的な支援である。刑事事件と判断される被害者が「経済的に自立する自信がない」といって、加害者のもとに戻るといった現実が関係者からしばしば報告される。DV問題を考えるとき生活保護制度を中心に、社会福祉の制度・政策がこのような女性をどのように支援できるかについて検討されなければならない。現行の生活保護制度が、DV問題をどのように制度適用のプロセスに組み込むかまだ何も示されていない。しかし、検討はわずかだが始まっている。²⁴⁾

また現在の生活保護受給者や母子生活支援施設利用者、児童扶養手当受給者などとDV問題の関連性なども日本ではまだ十分に関心が向けられていない。しかし児童扶養手当改正を絡めて、厚生労働省は現在「母子家庭等自立支援対策大綱」を示し、法改正を目指している。DV問題は社会福祉の制度・政策との関連性においても研究されなければならない。

第三に、シェルターなどを調査対象に、DVを経験した女性の心理的な問題や家族観、倫理観と地域社会との関係性を緻密に、深く研究しそこから援助の方法や考え方を導いていることである。論文2、6、7、15、などはフォーカス・グループ・インタビューやシェルターの面接記録、また近年の女性の社会心理的研究などを通じて、女性のDV経験の個人的な意味や解釈までをとらえようとしている。その成果はソーシャルワークに深い人間観、女性観をもたらすものになる。

日本の場合、問題は顕在化されたものの支援するシェルター・スタッフや婦人相談員、また福祉関係者の女性観はステレオタイプ化していたり、個人的な偏見がそのまま放置されている現実がある。シェルターを利用するためには、離婚して加害者のもとから去るべきであるという「指導」を受け入れることになっているというシェルターもある。

また、婦人相談所の一時保護所は、滞在期間をあらかじめ2週間と設定している。そこにはどのぐらいの滞在期間が必要なのか、また有効なのかという研究はない。さらに現在においても、子どもを児童相談所の一時保護所に分離して保護する自治体さえある。このような現状は、現場の責任であるだけでなくDV問題に関するソーシャルワーク研究の責任でもある。

第四として論文11に代表されるように、DV問題に取り組むソーシャルワーク理論としてエンパワーメント・アプローチの戦略や過程を具体的に導き出していることである。DVとは、身体的、精神的、経済的などさまざまな局面において引き起こされ、その結果、女性が人間としての根源的な力を失っていくことになる。女性の持つ力をどのように認め、そして回復させていくかということがDV問題に立ち向かうソーシャルワークの軸となろう。

18本の論文が明らかにする調査や実践が、筆者らの経験を超えたきめ細かい、感受性に富んだ情緒的な支援と具体的な方法に基づいていることに驚かされる。と同時に、エンパワーメントという概念をマイクロからマクロまで各レベルにおいて実現しようと試みる構造的な発想にも学ぶ点が多い。

VI おわりに

日本でシェルターなどを運営しているNPOの活動を指して、「これらはソーシャルワークとみなすことができる」²⁵⁾とすることができるだろうか。18本の論文は、ソーシャルワークとは個人と社会の相互関係の諸相に生起する問題を、可能な限り多面的に深く知り、その上で援助という意図と方法を認識して関与していく行動であることを改めて示している。

と同時にソーシャルワークは何がよい解決なのか、よい選択なのかはあくまでその人の自己決定、自己選択の中にあるという究極の譲歩を、確信を持って見守る力を持っている。そこには人間をあきらめることなく信頼する態度を、日々確かめていく実践の積み重ねがある。ソーシャルワークとは、外部から「みなされる」ものではない。ソーシャルワーカーが内的に定義していく過程である。

人間のもつ価値と固有性に立脚し、問題に対して責任を持って関与し、その行動をソーシャルワークという実践的枠組にもとづいて自ら説明することができるか、ということがソーシャルワークを定義する。ソーシャルワークがさまざまな社会的活動と区別されるとしたら、確かな倫理・価値に裏づけられた意図と、それについての説

明責任が不可欠である。

DV問題に取り組むソーシャルワーク研究は、「ソーシャルワークとは何か」についての合意を広げる作業である。

注・文献

- 1) 戒能民江：『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』と諸外国のDV対応。アディクションと家族 第18巻3号、星和書店 295～303頁、2002年
- 2) 「夫（恋人9からの暴力）調査研究会著「ドメスティック・バイオレンス」有斐閣、1998年
- 3) 同上書、14頁
- 4) 東京都生活文化局「女性に対する暴力調査報告書」、1998年
総理府男女共同参画室「男女間における暴力に関する調査」、1999年
トヨタ財団市民社会プロジェクト助成/シェルター・DV問題調査研究会議（事務局・横浜市女性協会）調査報告書1～4、2000年
名古屋市「『女性に対する』調査報告書」、2000年 など
- 5) 竹内和子「フェミニズム」、岩波書店、2000年
- 6) シェルター・DV問題調査研究会議・調査報告書4、「シェルターにおける援助に関する報告書」、2000年、69～70頁
- 7) 杉本貴代栄編著「社会福祉のなかのジェンダー・福祉現場のフェミニスト実践を求めて」ミネルヴァ書房、1997年
- 8) 波田あい子・平川和子編『シェルター』青木書店、1998年、23頁
- 9) 横浜市市民局婦人行政推進室発行の内部資料として、「婦人母子問題研究会」によって1987年に作成され、緊急一時保護施設ミカエラ寮に対する補助金の裏づけ資料とされた。
- 10) 熊谷文枝「現代のエスプリ」至文堂、1981年
- 11) 小西聖子「ドメスティック・バイオレンス」白水社、2001年、202頁
- 12) 座談会「DV法をめぐって、介入の法的裏づけと専門家の役割—事例を通じてみる問題点」『アディクションと家族』第18巻3号、星和書店、341頁
- 13) 高沢武司「『社会福祉事業』概念とその枠組み」『社会福祉研究』第73号、鉄道弘済会、1998年、341頁
- 14) 加茂陽編「ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために」世界思想社、2000年
野村豊子他「ソーシャルワーク・入門」有斐閣、2000年
北島英治他「ソーシャルワーク実践の基礎理論」有斐閣、2002年
- 15) 北島英治「ソーシャルワーカーの役割と技法」前掲『ソーシャルワーク・入門』有斐閣、2000年
- 16) 杉本貴代栄「社会福祉とフェミニズム」勁草書房、1993年、13頁
- 17) "Social Work, Women and Feminism :A Review of Social Work Journals, 1988-1997" AFFILIA vol.16, No.3, 2001年
- 18) 朝日新聞、2001年・10月28日付神奈川版朝刊
- 19) 特定非営利活動法人かながわ・女のスペース「みずら」編著「シェルター・女たちの危機」明石書店、2002年
- 20) とともに歩む会編集「暴力の被害者を支援する相談員のためのハンドブック」(財)女性のためのアジア平和国民基金、2000年
- 21) 杉本貴代栄「フェミニスト・リサーチの冒険」『女性化する福祉社会』勁草書房、1997年

- 22) 前掲、「日本人女性を対象としたドメスティック・バイオレンスの実態調査～日本人女性の経験から暴力の本質と根絶のためのビジョンを探る～」シェルター・DV問題調査研究会議・報告書1
- 23) 同上書、125頁
- 24) 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 厚生省社会・援護局企画課、2000年
- 25) 前掲、北島英治他著「ソーシャルワーク実践の基礎理論」有斐閣、2002年、3頁

ここでは、ドメスティック・バイオレンスの被害者を援助するNPOのシェルター・スタッフはソーシャルワーカーと呼んでいないが、そうみなすことができると書いている。

Domestic Violence and the Research of Social Work
A Standpoint of Researching in *AFFILIA: Journal of Women and Social Work*

SUDO Yachiyo

Since the Fourth United Nations Conference on Women in Beijing in 1995, various actions towards the issue of domestic violence have been taken by different groups, from governmental to grassroots level, in Japan. In 2001 the law of prevention of partners' violence was made. The law also clearly states the protection of the women's human rights in its preamble. At the same period of time the word "domestic violence" was widely and quickly spread in Japanese society through the mass media. Finally each woman's personal experience came to be regarded as a social problem which was commonly shared. In this way, we have taken the same course along with the rest of the world. Even though there are still very few researches of domestic violence in social work field in Japan. This paper reviews 18 papers from *AFFILIA: Journal of Women and Social Work*, and then tries to describe the possible, desirable approaches and perspectives to the research of domestic violence from the social work point of view. This paper also aims to reconsider what social work is through examining the specific issue such as domestic violence which acquires intervention.